

秋田市木造住宅耐震改修等補助事業



地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅の耐震改修設計および耐震改修工事に係る費用の一部を補助します。

1 事業の概要

(1) 対象住宅

- ・秋田市内に存すること。
- ・**昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅**であること。
- ・併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの。
- ・耐震改修設計又は耐震改修工事を過去に行っていないもの。

(2) 補助対象者

- ・一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法に基づく耐震診断の結果、**上部構造評点が1.0未満**の対象住宅を所有していること。
- ・耐震診断士の所属する建築士事務所等と対象住宅の耐震改修設計の実施に係る契約を締結する者であること（耐震改修設計を補助金の対象とする場合に限る。）。
- ・**耐震改修工事を実施する者**であること。
- ・対象住宅を所有（共有を含む。）する個人であること。
- ・補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- ・本市の市税を滞納していないこと。
- ・原則として、交付申請書の提出日の属する年度の3月20日までに完了するものであること。

(3) 補助金の額

耐震改修設計に要する費用の2/3および耐震改修工事（建替工事を除く。）に要する費用の23%を合わせた額 合わせた額の**上限50万円**

(4) 耐震改修設計について

耐震診断の結果に基づき、耐震改修工事を行うための設計で、改修後の計画を一般診断法で評価し、耐震改修工事の実施に必要な設計図等を作成することをいう。

(5) 耐震改修工事について

耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満の木造住宅を、上部構造評点1.0以上になるよう補強し、地震に対して安全な構造とするための改修工事をいう。

2 申込期間（令和5年度）

令和5年5月8日～令和5年12月22日

※募集戸数に達した場合、申込期間内でも募集を打ち切る場合があります。

3 事前相談

申し込み前に、本事業の対象になるかどうかの相談をしてください。
また、耐震診断の結果をお持ちください。

相談先：秋田市都市整備部建築指導課
企画・指導担当 電話018-888-5769

4 申込先

(1) 申込書の入手方法

申込書は、建築指導課窓口でお渡しします。

また、建築指導課のホームページからダウンロードすることが可能です。

(2) 申込先

秋田市都市整備部建築指導課企画・指導担当へご持参ください。

(3) 申込みに必要な書類

事業承認申請と交付申請の2段階の申込みが必要です。

【事業承認申請】

- ・耐震改修等補助金事業承認申請書
- ・付近見取図
- ・固定資産課税台帳兼名寄帳の写し（対象住宅の建築時期および所有者が確認できるもの）
- ・耐震診断結果報告書の写し
- ・耐震改修設計に要する費用の見積書の写し（耐震改修設計を補助金の対象とする場合に限る。）
- ・納税証明書の写し（市税の完納が確認できるもの）又は市税納付に関する調査同意書
- ・その他市長が必要と認める書類

【交付申請】

- ・耐震改修等補助金交付申請書
- ・耐震改修設計の実施に関する契約書の写し（耐震改修設計を補助金の対象とする場合に限る。）
- ・耐震改修設計に要した費用の請求書の写し（耐震改修設計を補助金の対象とする場合に限る。）
- ・耐震改修計画書の写し（改修後の計画を一般診断法で評価したもので、耐震診断士が作成したものに限り。）
- ・耐震改修工事を行うために必要な図面（耐震改修工事概要書、配置図、改修前・改修後の平面図、補強詳細図（壁仕様、金物・雑詳細図等）。耐震診断士が作成したものに限り。）
- ・耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

5 その他の支援制度

(1) 税制の特例措置

耐震改修促進税制（所得税、固定資産税）を利用できます。

(2) 住宅リフォーム支援事業

秋田市住宅リフォーム支援事業との併用が可能です。

- ・受付窓口

秋田市都市整備部住宅整備課 電話018-888-5770

ちようどいいから 住みやすい! ～市民と広げるまちへの誇りと愛着～

【問合せ・受付窓口】

秋田市都市整備部建築指導課 企画・指導担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階

電話 018-888-5769 FAX 018-888-5763

E-mail ro-urcs@city.akita.lg.jp